

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表 (案)

変 更 (案)			現 行		
第 1 章～第 2 章 (略)			第 1 章～第 2 章 (略)		
第 3 章 農業信用保険業務 (保険約款及び保険契約)			第 3 章 農業信用保険業務 (保険約款及び保険契約)		
第 13 条 (略) (融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度)			第 13 条 (略) (融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度)		
第 14 条 (略)			第 14 条 (略)		
第 15 条 (略) (融資保険に係る保険契約の条件)			第 15 条 (略) (融資保険に係る保険契約の条件)		
第 16 条 (略) (保険料)			第 16 条 (略) (保険料)		
第 17 条 保険料の額は、保険金額に別表 1 に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (農業信用基金協会への貸付け)			第 17 条 保険料の額は、保険金額に別表 1 に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (農業信用基金協会への貸付け)		
第 18 条 (略)			第 18 条 (略)		
第 19 条 (略)			第 19 条 (略)		
第 4 章～第 9 章 (略)			第 4 章～第 9 章 (略)		
別表 1 農業信用保険業務の保険料率			別表 1 農業信用保険業務の保険料率		
保険 種類	資金等区分		保険料率		
保 証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.18% <u>(災害特例あり)</u>		
		農業経営維持資金	年 0.34% <u>(災害特例あり)</u>		
	農業施設資金		年 0.22% <u>(災害特例あり)</u>		
	農業運転資金		年 0.26% <u>(災害特例あり)</u>		
	農家経済安定施設資金		年 0.09%		
	農家生活改善資金		年 0.21%		
	農協保証債務		年 0.18%		
保険 種類	資金等区分		保険料率		
保 証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.06% 又は 年 0.18% <u>(災害特例年 0.06%)</u>		
		農業経営維持資金	年 0.18% 又は 年 0.34% <u>(災害特例年 0.18%)</u>		
	農業施設資金		年 0.16% 又は 年 0.28% <u>(災害特例年 0.16%)</u>		
	農業運転資金		年 0.14% 又は 年 0.26% <u>(災害特例年 0.14%)</u>		
	農家経済安定施設資金		年 0.11%		
	農家生活改善資金		年 0.26%		
	農協保証債務		年 0.18%		

融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.27% <u>(災害特例あり)</u>
		農業経営維持資金	年 0.51% <u>(災害特例あり)</u>
	農業施設資金		年 0.42% <u>(災害特例あり)</u>
	農業運転資金		年 0.39% <u>(災害特例あり)</u>

(注)

(1)～(8) (略)

(9) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認められたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		<u>基本の保証料率からの引下げ幅が 30% 以下の場合</u>	<u>基本の保証料率からの引下げ幅が 30% を超える場合</u>
特定	農業経営改善資金	年 0.13%	年 0.05%

融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.09% 又は 年 0.27% (災害特例年 0.09%)</u>
		農業経営維持資金	<u>年 0.27% 又は 年 0.51% (災害特例年 0.27%)</u>
	農業施設資金		<u>年 0.24% 又は 年 0.42% (災害特例年 0.24%)</u>
	農業運転資金		<u>年 0.21% 又は 年 0.39% (災害特例年 0.21%)</u>

(注)

(1)～(8) (略)

(9) 農業経営改善資金に係る保険料率は、青年等就農資金に係るものである場合又は農業者等の直近 3 期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(10) 農業経営維持資金（畜産経営体質強化支援資金（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 に掲げる事業の支援を受けて融通される資金）に限る。）、農業施設資金及び農業運転資金に係る保険料率は、農業者等の直近 3 期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(11) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認められたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。

資金	農業経営維持資金	年 0.24%	年 0.10%
	農業施設資金	年 0.15%	年 0.07%
	農業運転資金	年 0.18%	年 0.08%

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの 引下げ幅が 30%以下 の場合	基本の貸付利率からの 引下げ幅が 30%を超 える場合
特定 資金	農業経営改善資金	年 0.20%	年 0.08%
	農業経営維持資金	年 0.36%	年 0.15%
	農業施設資金	年 0.23%	年 0.11%
	農業運転資金	年 0.27%	年 0.12%

別表 2～6 (略)

別表 2～6 (略)

附 則

1 この業務方法書の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、以下については、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

- (1) 変更前の別表 1 の農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率の削除
- (2) 変更前の別表 1 の (注) の (9) 及び (10) の削除

2 別表 1 の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。